高齢社会に関する意識調査

札幌市

ご記入にあたってのお願い

- 1. このアンケートは 令和4年12月1日 現在の状況でお答えください。
- 2. ご使用いただく筆記用具は、どのようなものでも構いません。
- 3. 特段の指定がない限り、封筒のあて名の方についてお答えください。 なお、各設問の「あなた」とは、封筒のあて名の方を指しています。
- 4. 封筒のあて名の方ご自身がご記入できない場合は、ご本人の意思をご確認のうえ、ご家族等が代わりに記入するなど、可能な範囲でご協力ください。
- 5. 質問によっては、ご回答いただく方が限られているものもありますので、 矢印(➡)や、ことわり書きに従ってご回答ください。
- 6. 回答方法には、**1つのみに○をつける、当てはまるものすべてに○をつける、回答を直接記入する** の3種類があります。それぞれの設問に明示されている方法に応じてご回答ください。

なお、「その他」を選択された場合は、その内容をできるだけ具体的に ()内にご記入ください。

- 7. 答えにくい質問や答えたくない質問については、ご回答いただく必要はありません。可能な範囲でご協力ください。
- ご記入がお済みになりました調査票は、同封の返信用封筒に封入・封緘の うえ、令和4年12月●日(●)までにご投函ください。

(切手は不要です。また、返信用封筒に差出人氏名をご記入いただく必要もありません。)

【 調査に関するお問い合わせについて 】

札幌市 保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課 TEL 011-211-2547

1 基本的事項について

問1-1 調査票を記入しているのはどなたですか。当てはまるもの1つに \bigcirc をつけてください。

1. あて名のご本人

2. ご家族

3. その他

問1-2 札幌市では、高齢者とその家族への総合的な支援などを行う地域包括 支援センターを 27 か所設置しています。あなたがお住まいの地区を担当する地 域包括支援センターはどこですか。当てはまるもの<u>1つに○</u>をつけてください。

	お住いの区・地区	担当地域包括支援センター
中	本府・中央 西創成 大通・西 桑園 東北・東 苗穂 豊水	1. 中央区 第1地域包括支援センター
中央	南円山 円山 宮の森	2. 中央区 第2地域包括支援センター
	曙 幌西 山鼻	3. 中央区 第3地域包括支援センター
	鉄西 幌北 北 新琴似	4.北 区 第1地域包括支援センター
北	麻生 太平百合が原 拓北・あいの里 篠路茨戸	5.北 区 第2地域包括支援センター
	新川 新琴似西 屯田	6.北 区第3地域包括支援センター
_	鉄東 苗穂東 北光 北栄	7. 東 区 第1地域包括支援センター
東	元町 伏古本町 札苗	8. 東 区 第2地域包括支援センター
	栄西 栄東 丘珠	9. 東 区 第3地域包括支援センター
白	白石 北東白石	10. 白石区 第1地域包括支援センター
岩石	東札幌 菊水 北白石 菊の里	11. 白石区 第2地域包括支援センター
	東白石 白石東	12. 白石区 第3地域包括支援センター
/ -	厚別西 厚別東 もみじ台	13. 厚別区 第1地域包括支援センター
別	厚別中央 青葉 厚別南	14. 厚別区 第2地域包括支援センター
豊	豊平 美園 平岸 中の島	15. 豊平区 第1地域包括支援センター
平	西岡 福住 東月寒	16. 豊平区 第2地域包括支援センター
	月寒 南平岸	17. 豊平区 第3地域包括支援センター
清田田	北野平岡	18. 清田区 第1地域包括支援センター
田	清田 里塚・美しが丘 清田中央	19. 清田区 第2地域包括支援センター
-	石山 芸術の森 澄川	20. 南 区 第1地域包括支援センター
南		21. 南 区 第2地域包括支援センター
	真駒内 藻岩下	22. 南 区 第3地域包括支援センター
==:	八軒 八軒中央 琴似二十四軒 山の手	23. 西 区 第1地域包括支援センター
西	西町 西野	24. 西 区 第2地域包括支援センター
_	発寒北 発寒	25. 西 区 第3地域包括支援センター
手稲	前田 新発寒 富丘西宮の沢	26. 手稲区 第1地域包括支援センター
7111	手稲 手稲鉄北 稲穂金山 星置	27. 手稲区 第2地域包括支援センター

[※] 詳細は、別紙1 地域包括支援センター担当地区一覧をご覧ください。

問1-3 あなたの性別を教えてください。当てはまるもの<u>1つに○</u>をつけてく ださい。

1. 男性 2. 女性 3. その他

問1-4 あなたの年齢を教えてください。当てはまるもの<u>1つに○</u>をつけてください。

1. 満 40~44 歳

2. 満 45~49 歳

3. 満 50~54 歳

4. 満 55~59 歳

5. 満 60~64 歳

6. 満 65~69 歳

7. 満 70~74 歳

8. 満 75~79歳

9. 満 80~84 歳

10. 満 85~89 歳

11. 満 90~94 歳

12. 満 95 歳以上

問 2 - 1

)

問1-5 あなたは現在、どこで生活をしていますか。当てはまるもの1つに \bigcirc をつけてください。

1. 自分または家族の持ち家(一戸建)

2. 自分または家族の持ち家(マンション)

3. 民間の借家(一戸建)

4. 民間の借家(マンション、アパート)

5. サービス付き高齢者向け住宅*1などの高齢者向け住宅

6. 道営·市営住宅、公団住宅

7. グループホーム

8. 軽費老人ホーム※2、有料老人ホーム、養護老人ホーム

9. その他(具体的に

10. 特別養護老人ホームなどの施設*3に入所中:

→64歳以下の方は、問6-5 (21ページ)へ →65歳以上の方は、問6-1 (19ページ)へ

- ※1 「サービス付き高齢者向け住宅」とは、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅をいいます。
- ※2 60歳以上で、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが 困難な方が入所する施設で、A型、B型、ケアハウスの3種類があります。
- ※3 「施設」には、老人保健施設や病院を含みます。

2 世帯の状況・住まいについて

問2-1 あなたの世帯の家族構成を教えてください。当てはまるもの1つに○ をつけてください。

- 1. ひとり暮らし
- 2. 夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)
- 3. 夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)
- 4. 息子や娘との2世帯
- 5. その他(具体的に

問2-2 あなたは、今後も現在お住まいの地域に住み続けたいと思いますか。 当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 住み続けたい

- 2. 住み続けたいとは思わない
- 3. どちらともいえない 4. わからない

問 2 - 3 あなたは、札幌市には、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるため の生活環境が整っていると思いますか。当てはまるもの1つに○をつけてくださ · 61

1. そう思う

2. まあそう思う

3. どちらともいえない

4. あまりそう思わない

5. そう思わない

6. わからない

問2-4 | 今後の住まいに対する考え方について伺います。

問 2 - 4 - (1) あなたは、仮にひとり暮らしになったり、身体が弱くなったり、日 常生活を送るうえで判断力が不十分になった場合に、どこで生活したいです か。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- 1. 現在の場所で生活を続けたい(増改築して住み続ける場合を含む)
- 2. 住み替えにより在宅での生活を続けたい
- (サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどを含む)
 - 3. 特別養護老人ホームやグループホームで暮らしたい
 - 4. わからない

・問2-4-② どのような形態の住まいを考えていますか。当てはまるもの<u>1つ</u> に○をつけてください。

問2-4-(1)で「2. 住み替えにより在宅での生活を続けたい」と回答した方のみ

- 1. 一戸建(二世帯住宅を含む)
- 2. マンション・アパートなどの集合住宅
- 3. サービス付き高齢者向け住宅
- 4. 軽費老人ホーム・有料老人ホーム・養護老人ホーム
- 5. 形態にはこだわらない

◆問2-4-(3) 住み替え先を選ぶにあたって重視するのはどのようなことですか。
当てはまるもの最大3つに○をつけてください。

問2-4-(1)で「2. 住み替えにより在宅での生活を続けたい」と回答した方のみ

- 1. 経済的負担が少ない
- 3. 近くに家族がいる
- 5. 食事の支度の心配がない
- 2. 交通の便が良い
- 4. 通院や買い物に便利である
- 6. 見守ってくれる人がいて安心できる
- 7. 介護が必要になった時に対応してもらえる
- 8. 近所付き合いなどの交流がある 9. 高齢者に配慮した設備がある
 - 11 图 5 叶 6 字 4 子 5 1 1 1 2 2

- 10. 除雪の心配がない
- 12. その他(具体的に
- 13. 特にない

11. 緊急時の連絡手段がある

)

)

問2-5 あなたは最期をどこで迎えたいと思いますか。当てはまるもの<u>1つに</u> ○をつけてください。

1. 自宅

2. 特別養護老人ホーム

3. グループホーム

- 4. 病院・診療所
- 5. サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの高齢者向け住宅
- 6. その他(具体的に
- 7. 考えたことはない

8. わからない

3 地域での活動について

問 3 - 1 から問 3 - 4 までは、<u>65 歳以上の方のみ</u>お答えください。 (64 歳以下の方は、8ページの問 3 - 5 - (1)へお進みください。)

問3-1 活動への参加について伺います。

問3-1-(1) 以下のような会・グループなどにどのくらいの頻度で参加していますか。①~②のそれぞれ当てはまるもの1つずつに○をつけてください。

	週 4 回	週 2	週1回	月 1	年に	参加して
	以上	• 3 回	210	~ 3 回	数回	いない
①ボランティアのグループ	1	2	3	4	5	6
②スポーツ関係のグループやクラブ	1	2	3	4	5	6
③趣味関係のグループ	1	2	3	4	5	<u> </u>
④学習・教養サークル	1	2	3	4	5	6
⑤体操(運動)や会食、茶 話会、認知症予防、趣味 活動など介護予防のた めの通いの場	1	2	3	4	5	6
⑥老人クラブ	1	2	3	4	5	6
⑦町内会・自治会	1	2	3	4	5	6
⑧収入のある仕事	1	2	3	4	5	6
⑨保育の手伝いや子育て サロンへの参加などの 子育て支援	1	2	3	4	5	6
⑩家事援助、移送などの 高齢者への支援	1	2	3	4	5	6
①祭りなど地域の催し物 の世話役など	1	2	3	4	5	6
⑫交通安全、防犯・防災、 環境美化、緑化推進な どの地域活動	1	2	3	4	5	6

問3-1-(2) 参加していない理由は何ですか。当てはまるものすべてに○をつけ てください。

問3-1-(1)で①~⑫のすべてに「6.参加していない」と回答した方のみ

- 1. 体力・健康面に不安がある
- 3. きっかけや情報がない
- 5. 意欲がわかない、関心がない 6. 経済的に余裕がない
- 7. 仕事で時間がない
- 9. 趣味に時間を使いたい
- 10. その他(具体的に
- 11. 特に理由はない

- 2. 自分に合った活動が見つからない
- 4. 人間関係が不安・煩わしい
- 8. 家事や介護・育児で時間がない

)

問3-2 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を 行い、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に**参加者と** して参加してみたいと思いますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. ぜひ参加したい

2. 参加してもよい

3. 参加したくない

4. すでに参加している

問3-3 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動 を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企 画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか。当てはまるもの1 つに○をつけてください。

1. ぜひ参加したい

2. 参加してもよい

3. 参加したくない

4. すでに参加している

間3-4 札幌市では、高齢者が積極的に社会参加できる機会が十分にあると 思いますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. そう思う

2. まあそう思う

3. どちらともいえない

4. あまりそう思わない

5. そう思わない

6. わからない

問 3 - 5 -(1)からは、また**すべて**の方にお伺いします。 (64 歳以下の方は、ここから再開してください。)

問3-5-(1) 少子高齢化に伴い、「介護のおしごと」の需要が高まっていますが、 あなたは携わってみたいと思いますか(介護福祉士などの介護職や、特別な資格のいらない介護助手*としての就労のほか、ボランティアとしてのお手伝い も含みます)。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- 1. 就労としてぜひ携わってみたい
- 2. 就労として携わることに興味がある
- 3. ボランティアとしてぜひ携わってみたい
- 4. ボランティアとして携わることに興味がある
- 5. あまり携わりたいとは思わない
- 6. 携わりたいとは思わない
- ※ 「介護助手」とは、原則として身体介護(食事介助、排せつ介助、入浴介助など)を 行わず、食事の配膳や掃除、ベッドメイキングなどを行う職員をいいます。
- ▶<mark>問3-5-②</mark> どのような勤務形態(頻度)で働きたいですか。当てはまるもの<u>1</u> つに○をつけてください。

問3-5-(1)で「1. 就労としてぜひ携わってみたい」

「2.就労として携わることに興味がある」と回答した方のみ

1. フルタイム

- 2. パートタイム (週4日以上)
- 3. パートタイム (週2・3日)
- 4. パートタイム (週1日)

4 心身の状況について

問4-1 現在のあなたの健康状態はいかがですか。当てはまるもの<u>1つに○</u>をつけてください。

1. とてもよい

2. まあよい

3. あまりよくない

4. よくない

問 4 - 2 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか。当てはまるもの すべてに○をつけてください。

- 1. ない
- 3. 脳卒中(脳出血・脳梗塞等)
- 5. 糖尿病
- 7. 呼吸器の病気(肺炎や気管支炎等) 8. 胃腸・肝臓・胆のうの病気
- 9. 腎臓・前立腺の病気
- 11. 外傷(転倒・骨折等)
- 13. 血液・免疫の病気
- 15. 認知症(アルツハイマー病等)
- 17. 目の病気
- 19. その他(具体的に

- 2. 高血圧
- 4. 心臟病
- 6. 高脂血症(脂質異常)
- 10. 筋骨格の病気(骨粗しょう症・関節症等)

)

- 12. がん (悪性新生物)
- 14. うつ病
- 16. パーキンソン病
- 18. 耳の病気

問 4 - 3 「介護予防」とは、要介護状態にならないように取り組むこと、また は、要介護状態であってもその悪化を防ぐよう取り組むことをいいます。あなた は、普段から介護予防のためにご自身の健康維持・増進を意識していますか。当 てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 強く意識している

- 2. 意識している
- 3. あまり意識していない
- 4. ほとんど意識していない

問4-4 現在、健康維持のために気をつけていることはありますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 休養や睡眠を十分にとっている
- 2. 毎日の食事に気をつけている
- 3. 市販の健康食品や栄養剤、ビタミン剤をとっている
- 4. 酒を控えている
- 5. タバコをやめている
- 6. 歯や口の中を清潔に保つように心がけている
- 7. 閉じこもりがちにならないように外出している
- 8. 運動不足にならないように身体を動かしている
- 9. 身の回りのことは自分でしている
- 10. 気持ちを明るく保つように心がけている
- 11. 健康診断などを定期的に受けている
- 12. 健康のための研修会や講習会に参加している
- 13. 新聞・雑誌・テレビなどから健康に関する情報を集めている
- 14. その他(具体的に
- 15. 意識しているが、何をすれば良いかわからない

問4-5 あなたが、介護予防のために参加しているものはありますか。当ては まるものすべてに○をつけてください。

)

- 1. 介護予防の知識全般を学べるもの
- 2. 運動機能向上のためのもの(膝痛・腰痛対策、転倒防止対策)
- 3. 食生活(栄養等)の改善のためのもの
- 4. 歯や口の機能の維持向上を図るためのもの
- 5. 認知症予防のためのもの
- 6. 老齢期のうつ予防の必要性や対処法を理解するためのもの
- 7. 閉じこもり予防のための仲間づくり
- 8. 健康・介護の悩みや心配事を相談するもの
- 9. その他(具体的に
- 10. 意識しているが、何をすれば良いかわからない

問4-6 あなたが、認知症予防のために	取り組んでいることはありますか	。当て
はまるものすべてに○をつけてください	0	
1. 運動を心がける	 2.口腔の手入れ	
3. 栄養のバランスに気をつける		
5. 趣味を持つ		
6. その他(具体的に)
7. 特にない		
問4-7 最近、ご自身の健康状態につい	て気になっていることはあります	か。当
てはまるものすべてに○をつけてくださ	``\o	
1. 膝や腰に痛みがある		
3. 眠れない、眠りが浅い	4. 疲れやすい	
5. 目が見えづらくなってきた	6. 耳が遠くなってきた	
7. 物忘れが増えた	8. ここ半年間で体重が2・3 kg以上	減った
9. 固いものが食べにくくなってきた	•	
11. 口が渇く		
12. その他(具体的に)
13. 特にない		
問4-8 かかりつけ医はありますか。	当てはまるもの <u>1つに○</u> をつけて	くださ
γ ₂ , ο		
1. ある	2. ない	
1. 00	2. 8.	
問4-9 かかりつけ歯科医はありますな	か。当てはまるもの1つに○をつ	けてく
ださい。		
1. ある	2. ない	
		-
	当てはまるもの <u>1つに○</u> をつけ [*]	てくだ
さい。		
1. ある	2. ない	

問 4 -11 あなたは普段の生活でどなたかの介護*・介助が必要ですか。当てはま るもの1つに○をつけてください。

- 1. 介護・介助は必要ない
- 2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
- 3. 現在、何らかの介護・介助を受けている
- ※ ここでの「介護」とは、介護保険のサービスを受けている場合のほか、介護保険の 要介護(支援)認定を受けていない場合でも、常時ご家族などの援助を受けている状 態を含みます。

問 4 -12 介護保険の要介護(支援)認定等※は受けていますか。当てはまるもの 1つに○をつけてください。

- 1. 要介護(支援)認定等は受けていない(新規申請中を含む)
- 2.「事業対象者」に該当している 3.「要支援1」の認定を受けている
- 4.「要支援2」の認定を受けている 5.「要介護1」の認定を受けている
- 6.「要介護2」の認定を受けている 7.「要介護3」の認定を受けている
- 8.「要介護4」の認定を受けている 9.「要介護5」の認定を受けている
- ※ 要介護(支援)認定等の結果は、被保険者の皆様に交付している、「介護保険被保険 者証」の2ページ目の「要介護状態区分等」欄に記載されています。

問 4 -13 介護が必要になっても、在宅で暮らし続けるためには何が必要だと思 いますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 住み続けられる住まいがある
- 2. 家族が同居、または近くにいる
- 3. 身近に利用できる医療機関がある
- 4. 通ったり宿泊したりできる介護サービスがある
- 5. 夜間に訪問してくれる介護サービスがある
- 6. 見守ってくれる友人・知人が近くにいる
- 7. 利用しやすい交通機関がある 8. 身近に買い物できる場所がある
- 9. 緊急時の連絡手段がある
- 10. 紙おむつの支給が受けられる

- 11. その他(具体的に
-)

12. 特にない

5 生活状況について

問 5 - 1 から問 6 - 4 までは、65 歳以上の方のみお答えください。 (64 歳以下の方は、21 ページの問 6 - 5 へお進みください。)

問5-1 身長・体重を教えてください。下表の \square の中に $\underline{回答を記入}$ してください (小数点第1位まで)。

身長		cm	体重		kg kg
----	--	----	----	--	-------

問 5-2 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。当てはまるもの 1つに○をつけてください。

1. はい

2. いいえ

問 5-3 お茶や汁物などでむせることがありますか。当てはまるもの1つに \bigcirc をつけてください。

1. はい

2. いいえ

問 5 - 4 歯の数と入れ歯の利用状況をお教えください(成人の歯の総本数は、 親知らずを含めて 32 本です)。当てはまるもの 1 つに○をつけてください。

- 1. 自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用
- 2. 自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし
- 3. 自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用
- 4. 自分の歯は 19 本以下、入れ歯の利用なし

問**5-5** タバコは吸っていますか。当てはまるもの<u>1つに○</u>をつけてください。

1. ほぼ毎日吸っている

2. 時々吸っている

3. 吸っていたがやめた

4. もともと吸っていない

問 5 -7 15 分位続けて歩いていますね	か。当てはまるもの <u>1つに○</u> をつけてくだ
さい。	
1. できるし、している	2. できるけどしていない
3. できない	
問5-8 椅子に座った状態から何もつ	つかまらずに立ち上がっていますか。当て
はまるもの <u>1つに○</u> をつけてください。	0
1. できるし、している	2. できるけどしていない
3. できない	
問5-9 過去1年間に転んだ経験があ	ありますか。当てはまるもの <u>1つに○</u> をつ
けてください。	
1. 何度もある 2. 1度	3. ない
1. 何度もある 2. 1度	3. ない
	まる 3. ない ですか。当てはまるもの <u>1つに○</u> をつけて
問 5-10 転倒に対する不安は大きいで	
問5-10 転倒に対する不安は大きいてください。	ですか。当てはまるもの <u>1つに○</u> をつけて
問 5-10 転倒に対する不安は大きいてください。 1. とても不安である	ですか。当てはまるもの <u>1つに○</u> をつけて 2.やや不安である
問 5-10 転倒に対する不安は大きいでください。 1. とても不安である 3. あまり不安でない	ですか。当てはまるもの <u>1つに○</u> をつけて 2.やや不安である
問 5-10 転倒に対する不安は大きいでください。 1. とても不安である 3. あまり不安でない	ですか。当てはまるもの <u>1つに○</u> をつけて 2.やや不安である 4.不安でない
問 5-10 転倒に対する不安は大きいでください。 1. とても不安である 3. あまり不安でない 問 5-11 週に1回以上は外出していま	ですか。当てはまるもの <u>1つに○</u> をつけて 2.やや不安である 4.不安でない
問 5-10 転倒に対する不安は大きいでください。 1. とても不安である 3. あまり不安でない 問 5-11 週に1回以上は外出していまください。	ですか。当てはまるもの <u>1つに○</u> をつけて 2. やや不安である 4. 不安でない ますか。当てはまるもの <u>1つに○</u> をつけて
問 5-10 転倒に対する不安は大きいでください。 1. とても不安である 3. あまり不安でない 問 5-11 週に1回以上は外出していまください。 1. ほとんど外出しない	ですか。当てはまるもの <u>1つに○</u> をつけて 2. やや不安である 4. 不安でない ますか。当てはまるもの <u>1つに○</u> をつけて 2. 週1回

問 5-6 階段を手すりや壁をつたわらずに上っていますか。当てはまるもの<u>1</u>

2. できるけどしていない

つに○をつけてください。

3. できない

1. できるし、している

問 5-12 昨年と比べて外出回数が減っていますか。当てはまるもの1つに○を つけてください。

1. とても減っている

2. 減っている

3. あまり減っていない

4. 減っていない

問 5-13 外出する際の移動手段は何ですか。当てはまるものすべてに○をつけ てください。

1. 徒歩

- 2. 自転車
- 3. バイク

- 4. 自動車(自分で運転) 5. 自動車(人に乗せてもらう) 6. JR (鉄道)

- 7. 市電・地下鉄 8. 路線バス 9. 病院や施設のバス
- 10. 車いす
- 11. 電動車いす(カート) 12. 歩行器・シルバーカー

- 13. タクシー
- 14. その他(具体的に

)

問 5-14 バスや J R (鉄道)、市電・地下鉄を使って 1 人で外出していますか (自家用車での外出も含めます)。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. できるし、している

2. できるけどしていない

3. できない

問 5-15 物忘れが多いと感じますか。当てはまるもの1つに○をつけてくださ 61

1. はい

2. いいえ

問 5-16 あなたは、現在どの程度幸せですか。当てはまるもの1つに○をつけ てください。

とても不幸					普通		とて	とても幸せ		
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

問 5	-17	ح	の	1 か	月	間、	気	分对	が沈	こん	だ	り.	, ip	う	う	つた	な気	ቪ持	ちり	こな	つ	た	り	す	る	٢	と
があ	りま	し	たっ	o دو	当	ては	ま	る	\$ O) 1	つ	に	○ を	20	りけ	トて	ζ :	ださ	()	0							

1. はい

2. いいえ

問 5 - 18 この 1 か月間、どうしても物事に興味がわかない、あるいは心から楽 しめない感じがよくありましたか。当てはまるもの 1 つに○をつけてください。

1. はい

2. いいえ

問 5-19 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか。当てはまる もの 1 つに○をつけてください。

1. 大変苦しい

2. やや苦しい

3. ふつう

4. ややゆとりがある

5. 大変ゆとりがある

問 5-20 自分で請求書の支払いをしていますか。当てはまるもの1つに \bigcirc をつけてください。

1. できるし、している

2. できるけどしていない

3. できない

問 **5-21** 自分で預貯金の出し入れをしていますか。当てはまるもの<u>1つに○</u>を つけてください。

1. できるし、している

2. できるけどしていない

3. できない

問 5-22 食品・日用品の買い物について伺います。

問 5 -22-(1) 自分で食品・日用品の買い物をしていますか。当てはまるもの<u>1つ</u>に○をつけてください。

1. できるし、している

2. できるけどしていない

3. できない

→<mark>問 5-22-②</mark> 主に日常の買い物をするのはどなたですか。当てはまるもの<u>1つに</u> ○をつけてください。

問 5-22-(1)で「2. できるけどしていない」「3. できない」と回答した方のみ

1. 配偶者

- 2. 同居の子ども
- 3. 別居の子ども

- 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫
- 5. 近隣の人
- 6. 友人

7. その他(具体的に

) 8. そのような人はいない

問5-23 食事の用意について伺います。

問 5 - 23-(1) 自分で食事の用意をしていますか。当てはまるもの<u>1つに○</u>をつけてください。

1. できるし、している

2. できるけどしていない

3. できない

→<mark>問 5 -23-②</mark> 主に食事の用意をするのはどなたですか。当てはまるもの<u>1つに○</u> をつけてください。

問 5-23-(1)で「2. できるけどしていない」「3. できない」と回答した方のみ

1. 配偶者

- 2. 同居の子ども
- 3. 別居の子ども

- 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫
- 5. 近隣の人
- 6. 友人

7. その他(具体的に

-)
- 8. そのような人はいない

問5-24 どなたかと食事をともにする機会はありますか。当てはまるもの<u>1つ</u>に○をつけてください。

- 1. 毎日ある
- 2. 週に何度かある
- 3. 月に何度かある

- 4. 年に何度かある
- 5. ほとんどない

か。当	てはまるもの <u>1つに○</u>	をつ	けてください。			
1.	できるし、している		2.	できるり	ナどし	していない
3.	できない					
問 5 -2	6 あなたの心配事や	愚痴	を聞いてくれる	人はど	なた	ですか。当てはまる
ものす	べてに○をつけてくだ	さい	0			
1.	配偶者	2.	同居の子ども		3.	別居の子ども
4.	兄弟姉妹・親戚・親・孫	5.	近隣の人		6.	友人
7.	その他(具体的に)	8.	そのような人はいない
問 5 -2	7 反対に、あなたが、	心配:	事や愚痴を聞い	てあげ	る人	はどなたですか。当
てはま	るものすべてに○をつ	けて	ください。			
1.	配偶者	2.	同居の子ども		3.	別居の子ども
4.	兄弟姉妹・親戚・親・孫	5.	近隣の人		6.	友人
7.	その他(具体的に)	8.	そのような人はいない
	_					
問 5 -2	8 あなたが病気で数	日間:	寝込んだときに	、看病	や世	話をしてくれる人は
どなた	ですか。当てはまるも	のす	べてに○をつり	ナてくた	ごさぃ	, ⁰
1.	配偶者	2.	同居の子ども		3.	別居の子ども
4.	兄弟姉妹・親戚・親・孫	5.	近隣の人		6.	友人
7.	その他(具体的に)	8.	そのような人はいない
	_					
問 5 -2	9 反対に、あなたが	看病	や世話をしてあ	げる人	はど	なたですか。当ては
まるも	のすべてに○をつけて	くだ	さい。			
1.	配偶者	2.	同居の子ども		3.	別居の子ども
4.	兄弟姉妹・親戚・親・孫	5.	近隣の人		6.	友人
7.	その他(具体的に)	8.	そのような人はいない

自分でお風呂に入ったり、身体を清潔に保ったりすることはできます

6 介護保険について

問6-1 介護保険料の段階は何段階ですか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

保	険料段階	対象者	年間保険料
1.	第1段階	・生活保護を受給している方 ・中国残留邦人等の方々のための支援給付 を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村 民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前 年の公的年金収入金額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	20,781 円
2.	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年 の公的年金収入金額と合計所得金額の合計 が80万円を超え120万円以下の方	34,635 円
3.	第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年 の公的年金収入金額と合計所得金額の合計 が120万円を超える方	48,489 円
4.	第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が 市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金 収入金額と合計所得金額の合計が80万円以 下の方	62,343 円
5.	第5段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	69,270 円
6.	第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金 額が 125 万円未満の方	79,661 円
7.	第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方	86,588 円
8.	第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 350 万円未満の方	103,905 円
9.	第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	121,223 円
10.	第 10 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金 額が 500 万円以上 600 万円未満の方	138,540 円
11.	第 11 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金 額が 600 万円以上 700 万円未満の方	145,467 円
12.	第 12 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金 額が700万円以上800万円未満の方	152,394 円
13.	第 13 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金 額が800万円以上の方	159,321 円
14.	わからない		

[※] 介護保険料の段階は、本年6月以降に被保険者の皆様あてにお送りした、「令和4年度介護保険料納入通知書」または「令和4年度介護保険料特別徴収決定通知書」の2 枚目に記載されています。

問 6-2 あなたは、現在支払っている介護保険料について、どう思いますか。 当てはまるもの 1 つに○をつけてください。

1. 負担ではない

2. 少し負担である

)

3. とても負担である

4. わからない

問 6-3 あなたは、今後の介護保険料の負担はどうあるべきだと思いますか。 当てはまるもの 1 つに○をつけてください。

- 1. 所得の高い人と低い人とは、現状ぐらいのバランスで負担し合う
- 所得の高い人の負担を増やし、所得の低い人の負担を減らす (累進性を強める)
- 3. 所得の高い人の負担を減らし、所得の低い人の負担を増やす (累進性を弱める)
- 4. その他(具体的に
- 5. わからない
- ※ 介護保険料は所得に応じた金額設定となっています。(20ページ参照)

問 6-4 介護保険料の納め方について伺います。原則として、年額 18 万円以上の年金を受給されている方は、年金から保険料が天引きされる方法により納めます。年金額が年額 18 万円未満の方、年度の途中で 65 歳になった方などは、年金からの天引き以外の方法により保険料を納めることになりますが、この場合、どのような方法で納めることが望ましいと思いますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 区役所保険年金課での現金納付
- 2. 納付書を使用した収納機関(金融機関)での現金納付
- 3. 口座振替(納付者が指定した預貯金口座から金融機関が自動的に振り替えて納付する方法)による納付
- 4. 納付書を使用したコンビニエンスストアでの現金納付
- 5. その他(具体的に

問 6 - 5 からは、また**すべて**の方にお伺いします。 (64 歳以下の方は、ここから再開してください。)

問 6-5 介護保険料*は、介護サービスに要する費用などの見込みに基づき、3年ごとに見直されています。介護保険制度における介護サービスと保険料の関係について、あなたはどのように考えますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- 1. 介護サービスの種類や利用上限を増やすなどの充実が図られることに 伴い、介護保険料が現状より高くなることはやむを得ない
- 2. 介護サービスの種類や利用上限などは現状程度に維持され、介護保険料も現状程度が維持されることが望ましい
- 3. 介護保険料を現状よりも低く抑えるため、介護サービスの種類や利用 上限を減じるなどの見直しが行われることはやむを得ない
- 4. その他(具体的に)
- 5. わからない
- ※ 介護保険料のうち、65歳以上の被保険者にかかる「第1号保険料」は、介護保険の保険者である札幌市に納めていただきますが、その額は、介護保険事業計画期間の3年間で見込まれるサービス費用のうち、第1号保険料全体で負担すべき金額をまかなうことができるように設定し、市の条例や介護保険事業計画の中で定めます。
 - 一方、40歳以上 64歳以下の被保険者にかかる「第2号保険料」は、それぞれが加入している医療保険において医療保険料に上乗せして納めていただきますが、その保険料額は市町村が定めるのではなく、国が各医療保険者に課した金額を基に、それぞれの医療保険者が独自の算定方法により設定しています。

7 その他

問7-1 札幌市などが行っている高齢者を主な対象とした次の保健・福祉サー ビス及び事業の中で、知っているものはありますか。当てはまるものすべてに○ をつけてください。

- 1. 高齢者あんしんコール事業
- 3. 高齢者配食サービス事業 4. 高齢者理美容サービス事業
- 5. 生活支援型ショートステイ 6. 地域包括支援センター
- 7. 介護予防センター
- 9. 保健師等による訪問指導
- 11. 徘徊認知症高齢者 SOS ネットワーク
- 13. 認知症カフェ(札幌市認証)
- 15. 男性介護者の交流会 (ケア友の会) 16. 成年後見制度
- 17. ひとり暮らし高齢者等巡回相談事業 18. 介護 サポートポイント事業
- 19. 老人クラブ活動補助金
- 21. 敬老優待乗車証
- 23. おとしより憩の家
- 25. 老人福祉センター
- 27. 福祉のまち推進センター
- 29. 福祉除雪
- 31. 健康相談
- 33. 健診(とくとく健診・後期高齢者健診)

- 2. 高齢者等おむつサービス事業

- 8. 生活支援コーディネーター
- 10. 認知症サポーター養成講座
- 12. 札幌市認知症コールセンター
- 14. 認知症ナビ

 - 20. 高齢者福祉バス
 - 22. 老人休養ホーム(保養センター駒岡)
 - 24. 札幌シニア大学
 - 26. シルバー人材センター
 - 28. 日常生活自立支援事業
 - 30. 健康教育・健康講座(教室)
 - 32. 高齢者インフルエンザ予防接種

※ 詳細は、別紙 2 高齢者を主な対象とした保健・福祉サービスをご覧ください。

問7-2 問7-1にある保健・福祉サービス及び事業の中で、特に重要だと考え るものはどれですか。当てはまるものを最大5つまで選んで、枠の中に該当する 番号を記入してください。

問7-1の選択肢の中から5つまで選択して番号を記入									

問7-3 高齢者の保健・福祉サービスに関する情報は、主にどこから入手していますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 新聞・情報誌
- 3. ラジオ

- 2. テレビ
- 4. インターネット (ホームページなど)
- 5. 市の広報(広報さっぽろなど)
- 6. 市の窓口(区役所・保健センター・まちづくりセンターなど)
- 7. 地域包括支援センター
- 9. 病院などの医療機関
- 11. 民生委員
- 13. 町内会
- 15. 老人福祉センター
- 16. その他(具体的に
- 17. 特に入手していない

- 8. 介護予防センター
- 10. ケアマネジャーやホームヘルパー
- 12. 福祉のまち推進センター
- 14. 家族・親戚・知人

問7-4 高齢者等おむつサービス事業は、介護保険料により実施しており、要介護3~5で一定の要件を満たした方に、月6,500円以内(対象者は利用額の1割を負担、生活保護受給者は負担なし)で月1回自宅におむつを配達する事業で、高齢化率の上昇に伴い利用者が年々増加してります。この事業の今後について、あなたはどのように考えますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- 1. 現状を維持するために介護保険料の負担増もやむを得ない
- 2. 所得による制限(所得が一定額以上の方は事業の対象外とする)を導入するべきである
- 3. 所得による制限(所得が一定額以上の方は事業の対象外とする)を導入し、利用負担なしとするべきである
- 4. 所得が一定額以上の方の利用負担額(通常1割)を上げ、その他の利用者は利用負担なしとするべきである
- 5. 利用負担額(通常1割)を上げるべきである
- 6. 利用上限額 (6,500円) を下げるべきである
- 7. この事業を廃止してもよい
- 8. その他(具体的に

)

)

問7-5 札幌市の取組について伺います。

問7-5-(1) 札幌市では、高齢者が介護を必要とせずに元気で健康に暮らし続けるための取組が十分になされていると思いますか。当てはまるもの<u>1つに〇</u>をつけてください。

- 1. そう思う
- 2. まあそう思う
- 3. どちらともいえない

)

- 4. あまりそう思わない
- 5. そう思わない
- 6. わからない

・問7-5-(2) 取組が十分になされていないと思う理由は何ですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

問7-5-(1)で「4. あまりそう思わない」「5. そう思わない」と回答した方のみ

- 1. 地域の支え合いの仕組みづくりが不十分だから
- 2. 社会参加の機会があまりないから
- 3. 生涯学習やスポーツの機会が少ないから
- 4. 困ったときの相談窓口が整備されていないから
- 5. その他(具体的に

6. 特に理由はない

問7-6 現在困っていることや、将来に向けて不安に思うことはありますか。 当てはまる<u>すべての枠の中に○を記入</u>してください。

	(該当するものがない場合	は「24.」のみに〇	を記入)
		現在	将来
		困っていること	不安なこと
1.	健康面		
2.	生活費	***************************************	(man)
3.	仕事		
4.	住まい		
5.	食事の準備 (栄養)		
6.	掃除・洗濯		
7.	生きがいや楽しみがない		
8.	自分の介護		
9.	家族の介護		
10.	財産管理		
11.	交通事故		
12.	火の始末		
13.	詐欺などの犯罪被害		
14.	通院		
15.	日々の買い物		
16.	緊急時の連絡手段		
17.	家族関係		
18.	相談相手がいない		
19.	除雪		
20.	冬期間の外出・交通手段		
21.	ごみ捨て		
22.	災害時の避難		
23.	その他		
	(具体的に)		
24.	特にない		

問7-7 あなたは、困っていることや不安に思うことを、どこに相談していますか。あるいは、どこに相談しようと思いますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1.	市の窓口(区役所・保健センター・	・まちづくりセンターなど)	
2.	地域包括支援センター	3. 介護予防センター	
4.	健康づくりセンター	5. 病院などの医療機関	
6.	ケアマネジャー	7. ホームヘルパー	
8.	入居中の住宅の相談員など	9. 民生委員	
10.	福祉のまち推進センター	11. 町内会	
12.	家族	13. 親戚	
14.	知人	15. 人権擁護委員	
16.	老人福祉センター		
17.	その他(具体的に)	
18.	わからない	19. 特にない	

問7-8 地域包括支援センターに対する満足度を教えてください。当てはまるもの1つに○をつけてください。

 1.満足
 2.ほぼ満足
 3.やや不満

 4.不満
 5.利用していない

問7-9 介護予防センターに対する満足度を教えてください。当てはまるもの 1つに○をつけてください。

1.満足2.ほぼ満足3.やや不満4.不満5.利用していない

問7-10 今の社会では、他の世代に比べて高齢者は優遇されていると思いますか。当てはまるもの1つに \bigcirc をつけてください。

1. そう思う2. まあそう思う3. どちらともいえない4. あまりそう思わない5. そう思わない6. わからない

問7-11 近年、孤立死が大きな問題となっていますが、あなたは、孤立死について心配がありますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 心配である

2. 少し心配である

3. どちらともいえない

4. あまり心配していない

5. 心配していない

- 6. わからない
- ※ 「孤立死」とは、高齢社会の進展に伴いひとり暮らしの高齢者等が増え、誰にも看取られずに亡くなったり、亡くなった後に何日間か放置された状態で発見されたりすることをいいます。

問7-12 認知症の人と接した経験について伺います。

問7-12-(1) あなたは今までに認知症の人と接したことがありますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

┧1. はい

2. いいえ

→ 問7-12-(2) 経験したことがあるのは、どのようなことですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

問7-12-(1)で「1.はい(認知症の人と接したことがある)」と回答した方のみ

- 1. 家族の中に認知症の人がいる
- 2. 家族の中に認知症の人がいた
- 3. 親戚の中に認知症の人がいる
- 4. 親戚の中に認知症の人がいた
- 5. 友人や友人の家族に認知症の人がいる
- 6. 友人や友人の家族に認知症の人がいた
- 7. 近所付き合いの中で認知症の人と接したことがある
- 8. 仕事を通じて認知症の人と接したことがある
- 9. 街なかなどで、たまたま認知症の人と接したことがある
- 10. 自身に認知症の症状がある
- 11. その他(具体的に

)

問7-13 あなたは認知症の人が偏見を持ってみられる傾向にあると思いますか。 当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. そう思う

2. まあそう思う

3. どちらともいえない

4. あまりそう思わない

5. そう思わない

6. わからない

問7-14 あなたは認知症に関する相談窓口を知っていますか。当てはまるもの 1つに○をつけてください。

1. はい

2. いいえ

問7-15 仮にあなたやご家族の方に認知症の心配がある場合に、どこに相談しますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 市の窓口(区役所・保健センター・まちづくりセンターなど)
- 2. 地域包括支援センター
- 3. 介護予防センター

4. 病院などの医療機関

- 5. ケアマネジャー
- 6. 入居中の住宅の相談員など
- 7. 民生委員

8. 町内会

9. 家族

10. 親戚

- 11. 知人
- 12. 電話相談 (認知症コールセンターなど)
- 13. 認知症カフェ

14. 認知症の人と家族の会

15. その他(具体的に

)

16. わからない

17. 特にない

問7-16 あなたはフレイルを知っていますか。当てはまるもの1つに \bigcirc をつけてください。

- 1. 言葉も意味も知っている
- 2. 聞いたことはあるが意味は知らない
- 3. 聞いたことがない

問7-17 コロナ禍において、あなたの暮らしや、体調・気持ち及び行動にどのような変化がありましたか。当てはまるもの<u>すべてに○</u>をつけてください。

	1. 外出の機会 2. 会話												
昔としの中へは よ	3. 会食 4. 外食												
暮らしの中で減った	5. 趣味活動や社会参加の頻度												
と感じるもの	6. 病院の受診 7. 屋外での運動や体操												
	8. その他(具体的に)												
	【体調・気持ち】												
	1. 体力の低下を感じる												
	2. 足腰が弱った												
	3. 膝の痛みを感じるようになった												
	4. 不安やストレスを感じるようになった												
	5. 以前はできていたことができなくなった												
	6. わけもなく疲れたような感じがする												
	7. 物忘れがひどくなった												
	8. 気持ちが落ち込む												
	9. 食欲が出ず体重が減った												
	10. 体重が増加した												
体調・気持ち、行動	11. お茶や汁物などでむせるようになった												
に変化があったこと	12. やる気が出ない												
	13. その他(具体的に)												
	【行動】												
	14. 自分で食事を作るようになった												
	15. 自分で運動するようになった												
	16. 手紙や電子メール、テレビ電話を使うようになった												
	17. 自宅でできる趣味活動を始めた												
	18. 生活必需品をインターネットや電話で注文するようになった												
	19. 配食サービスを使うようになった												
	20. 電話やオンラインによる診療を受けるようになった												
	21. その他(具体的に)												

問7-18 コロナ禍の自粛生活の中で暮らしのあり方が変化する中、あなたは今 後どのような活動やサービスがあると良いと思いますか。当てはまるものすべて に○をつけてください。

- 1. 困ったときに相談できる場所や人 2. 見守り支援

3. 運動、体操

- 4. 自宅でできる趣味活動
- 5. 自宅で参加できる介護予防教室 (オンライン)
- 6. 買い物支援

- 7. 配食サービス
- 8. 電話やオンラインによる診療や薬の処方
- 9. スマートフォンやタブレットの使い方講座
- 10. 付き添いサービス
- 11. テレビ電話を使った新しいつながり
- 12. 電子メールによる相談受付 13. ボランティアへの参加

14. その他(具体的に

問7-19 札幌市では、高齢者の人権が尊重され、権利が守られていると思いま すか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. そう思う

2. まあそう思う

3. どちらともいえない

4. あまりそう思わない

5. そう思わない

6. わからない

間7-20 市町村が避難行動要支援者の個別避難計画※を策定する取組を知って いますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- 1. 知っている
- 2. 少し知っている
- 3. 知らない
- ※ 「個別避難計画」とは、大雨や土砂災害など、頻発する自然災害に対し、自ら避難す ることが難しい高齢、障がい、難病、妊産婦等の方々について、「いつ」、「どこへ」、 「誰と一緒に」、「どのように逃げるのか」、「避難にあたって配慮してほしいこと」な どについて、あらかじめご本人と相談のもとに決めておく計画をいいます。

問7-21 あなたが避難支援を頼まれたら引き受けますか。当てはまるもの1-0 に \bigcirc をつけてください。

1. すでに支援者になっている	2. 引き受ける
3. 引き受けない	4. わからない
5. その他(具体的に)

問7-22 個別避難計画の策定を進めるために、札幌市はどのような取組を行う 必要があると考えますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 被災経験者の生の声を聞く講習会の実施
- 2. 制度解説や先進事例を紹介する研修会
- 3. パンフレットの配布
- 4. 地域の防災活動の中心となるリーダーの育成支援
- 5. その他(具体的に

問7-23 大雨洪水警報が発令された時など避難が必要な場合に、現在頼れる人及び将来的に頼りたい人は誰ですか。当てはまる<u>すべての枠の中に○を記入</u>してください。

(該当する人がいない場合は「8.」のみに○を記入)												
	現在	将来的に										
	頼れる人	頼りたい人										
1. 配偶者												
2. 同居の子ども												
3. 別居の子ども												
4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫												
5. 近隣の人												
6. 友人												
7. その他												
(具体的に												
8. そのような人はいない												

8 自由記載

問 8	3	札	幌	市	0	ح	れ	か	ら	の	保	健	• 1	畐衣	止さ	ナー	- Ŀ	゛ス	. や	介	護信	呆隊	食制	度	なる	と 0) 高	静	者施	策
全角	受に	つ	ζ,	て	ح"	要	望	や	ご	意	見	が	あ	り	ま	し	た	ら、	2	ご自	由	にこ	お書	書き	<	だ	さい	, o		

ご協力ありがとうございました。

調査票は同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに

12月●日(●)までに投函してください。

別紙 1

地域包括支援センター 担当地区一覧

地域包括支援センター担当地区一覧(中央区その1)

```
お住まいの住所
      南1条
           東1丁目~8丁目、西1丁目~19丁目
      南2条
           東1丁目~6丁目、西1丁目~19丁目
      南3条
           東1丁目~6丁目、西1丁目~18丁目
      南4条
           東1丁目~5丁目、西1丁目~18丁目
      南5条
           東1丁目~5丁目、西1丁目~18丁目
      南6条
           東1丁目~3丁目、西1丁目~18丁目
      南7条
           東1丁目~2丁目、西1丁目~18丁目
      南8条
           西1丁目~7丁目
           西8丁目
      南8条
                  290番地、1032番地
      南8条
           西9丁目
                  1030番地~1032番地
                  1034番地、1035番地
      南8条
           西10丁目
      南8条
           西11丁目
                  1番
      南8条
           西12丁目
                  1番
      南8条
                  1番、
                      2番
           西13丁目
      南8条
           西14丁目
                  1番
      南8条
           西15丁目
                  1番
      南8条
           西16丁目
                  1番
      南8条
           西17丁目
                  1番
      南8条
           西18丁目
                  1番
      南9条
           西1丁目~7丁目
           西1丁目~3丁目、西6丁目、西7丁目
      南10条
           西1丁目
      南11条
           南11条
                 (2番除く)
      南11条
                 (2番、3番除く)
      南12条
中央区第1
      南13条
地域包括
      南14条
           西1丁目
支援センター
      南15条
           西1丁目
選択肢
      大
        诵
           東1丁目~14丁目 西1丁目~19丁目
 番号
      北1条
            東1丁目~19丁目、西1丁目~19丁目
            東1丁目~20丁目、西1丁目~19丁目
      北2条
      北3条
            東1丁目~15丁目、西1丁目~21丁目
      北4条
           東1丁目~8丁目、西1丁目~21丁目
      北5条
           東1丁目~3丁目、西1丁目~21丁目
      北6条
           西10丁目~21丁目
      北7条
           西11丁目~20丁目
      北7条
           西21丁目の内次の区域を除く
                             1番7~20、2番1~4、2番20~25
      北8条
           西12丁目~20丁目
      北8条
           西21丁目の内
                    1番 (1~3、20~24、27、28) 及び2番 (1、2、20)
      北9条
           西13丁目~21丁目
      北10条
           西14丁目~20丁目
                 1番
      北10条
           西21丁目
      北11条
           西13丁目~20丁目
      北12条
           西15丁目~19丁目
           西20丁目
      北12条
                  1番1~5・20~28、2番(2番1~5を除く)
           西15丁目~19丁目
      北13条
           西15丁目、18丁目~19丁目
      北14条
           西20丁目
      北14条
                  1番3\sim7
           西15丁目、19丁目
      北15条
           西15丁目~16丁目、20丁目~21丁目
西15丁目
      北16条
      北17条
      北18条
           西15丁目
      北20条
           西15丁目
      北21条
           西15丁目
      北22条
           西15丁目
      中島公園
```

地域包括支援センター担当地区一覧(中央区その2)

```
お住まいの住所
       南1条
            西20丁目~28丁目
            西20丁目~28丁目
       南2条
       南3条
            西20丁目~28丁目
       南4条
            西20丁目~28丁目
       南5条
            西20丁目~28丁目
       南6条
            西20丁目~27丁目
       南7条南8条
            西20丁目~26丁目
            西20丁目~26丁目
       南9条
            西20丁目~23丁目
       南10条
            西20丁目~23丁目
            西20丁目(3番及び4番を除く)
       南11条
                  (2番及び3番を除く)
            西21丁目
       南11条
            西22丁目
       南11条
                   1番
            西23丁目 (2番を除く)
西23丁目 2番、3番
       南11条
       南12条
       大 通
            西20丁目~28丁目
       北1条
            西20丁目~28丁目
       北2条
            西20丁目~28丁目
       北3条
            西22丁目~30丁目
       北4条
            西22丁目~30丁目
       北5条
北6条
            西22丁目~29丁目
            西22丁目~27丁目
中央区第2
       北6条
            西28丁目(2番8~17及び3番7~22を除く)
地域包括
                   2番8~17、3番7~22
1番7~20、2番1~4·20~25
       北6条
            西28丁目
支援センター
       北7条
北7条
            西21丁目
            西22丁目~27丁目
選択肢
       北8条
            西21丁目 1番(5、10、14~18)及び2番(10、18)
 番号
            西22丁目~26丁目
       北8条
       北9条
            西22丁目~24丁目
  2
            西21丁目(1番を除く)
       北10条
       北10条
            西22丁目~24丁目
       北11条
            西21丁目~24丁目
       北12条
            西20丁目の内 1番1~5・20~28及び2番(1~5を除く)を除く
       北12条
            西23丁目
       北14条
            西20丁目(1番3~7を除く)
       宮の森(番地)
       宮の森1条1丁目~18丁目
       宮の森2条1丁目~17丁目
       宮の森3条1丁目~13丁目
       宮の森4条1丁目~13丁目
       宮ケ丘(番地)
       宮ケ丘1丁目~3丁目
       円山西町 (番地)
       円山西町1丁目~10丁目
       盤渓(番地)
       円山(番地)
       双子山1丁目~4丁目
       界川1丁目~4丁目
       旭ケ丘1丁目~6丁目
```

地域包括支援センター担当地区一覧(中央区その3)

```
お住まいの住所
       南8条
             西8丁目
                    (290番地、1032番地を除く)
       南8条
             西9丁目
                    (1030番地~1032番地を除く)
                    (1034番地、1035番地を除く)
       南8条
             西10丁目
       南8条
             西11丁目
                    (1番を除く)
       南8条
             西12丁目
                    (1番を除く)
       南8条
             西13丁目(1、2番を除く)
       南8条
                    (1番を除く)
             西14丁目
                    (1番を除く)
             西15丁目
       南8条
             西16丁目
                    (1番を除く)
       南8条南8条
             西17丁目(1番を除く)
             西18丁目(1番を除く)
       南9条
             西8丁目~18丁目
             西8丁目~18丁目
       南10条
       南11条
             西6丁目
                     2番
       南11条
             西7丁目
                     2番、
                         3番
       南11条
             西8丁目~18丁目
       南11条
             西20丁目
                     3番、4番
中央区第3
             西21丁目
                    2番、3番
(1番を除く)
       南11条
地域包括
             西21丁日 2番、3番
西22丁目 (1番を除く)
西23丁目 2番
西6丁目~18丁目、20丁目~22丁目
西23丁目 (2番、3番を除く)
西5丁目~18丁目、20丁目~23丁目
       南11条
支援センター
       南11条
       南12条
選択肢
       南12条
 番号
       南13条
       南14条
             西6丁目~19丁目
  3
       南15条
             西4丁目~19丁目
       南16条
             西1丁目、4丁目~19丁目
       南17条
             西4丁目~18丁目
             西5丁目~17丁目
       南18条
       南19条
             西5丁目~16丁目
       南20条
             西5丁目~16丁目
             西5丁目~16丁目
       南21条
       南22条
             西6丁目~15丁目
             西7丁目~15丁目
       南23条
             西7丁目~15丁目
       南24条
       南25条
             西7丁目~14丁目
       南26条
             西7丁目~14丁目
       南27条
             西7丁目~14丁目
       南28条
             西7丁目~13丁目
       南29条
             西8丁目~12丁目
             西9丁目~11丁目
       南30条
       伏見1丁目~5丁目
```

地域包括支援センター担当地区一覧(北区その1)

```
お住まいの住所
       北6条
            西1丁目~9丁目
       北7条
            西1丁目~10丁目
       北8条
            西1丁目~11丁目
       北9条
            西1丁目~11丁目
       北10条
            西1丁目~11丁目
       北11条
            西1丁目~11丁目
       北12条
            西1丁目~12丁目
       北13条
            西1丁目~12丁目
       北14条
            西1丁目~13丁目
       北15条
            西1丁目~13丁目
       北16条
            西1丁目~13丁目
            西1丁目~13丁目
       北17条
            西2丁目~13丁目
       北18条
            西2丁目~13丁目
西2丁目~13丁目
       北19条
       北20条
       北21条
            西2丁目~13丁目
       北22条
            西2丁目~13丁目
       北23条
            西2丁目~14丁目
       北24条
            西2丁目~18丁目
北区第1
            西2丁目~9丁目、11丁目~17丁目
       北25条
地域包括
            西2丁目~9丁目、12丁目~16丁目
       北26条
支援センター
            西2丁目~16丁目
       北27条
            西至丁昌~15丁昌
       北28条
選択肢
       北29条
            西2丁目~15丁目
            西2丁目~14丁目
西2丁目~14丁目
 番号
       北30条
       北31条
  4
            西2丁目~12丁目
       北32条
       北33条
            西2丁目~8丁目
       新琴似
             1条
                 1丁目~11丁目
       新琴似
                 1丁目~10丁目
             2条
            2条
3条
       新琴似
                11丁目 (1~7番)
       新琴似
                 1丁目~11丁目
                 1丁目~11丁目
       新琴似
            4条
       新琴似
            4条
                12丁目(1番)
       新琴似
             5条
                1丁目~11丁目
       新琴似
             5条
                12丁目(1番、6~11番)
       新琴似
            6条
                 1丁目~11丁目
       新琴似
            6条
                12丁目 1番(1番23・25を除く)
       新琴似
             7条
                 1丁目~12丁目
       新琴似
            8条
                 1丁目~11丁目
       新琴似
             9条
                 1丁目~11丁目
                12丁目の内、次の区域を除く
7番1~15、8番~9番、10番3~20、11番8~13
       新琴似
            9条
       新琴似
            10条
                 1丁目~11丁目
       新琴似
            11条
                 1丁目~13丁目
       新琴似
            12条
                 1丁目~13丁目
```

地域包括支援センター担当地区一覧(北区その2)

1	地域包括支援センター担当地区一覧(北区その2)
	お住まいの住所
北域是 地援 世援 世援 大子 大子 大子 大子	北33条 西13丁目 北33条 西9丁目~12丁目 北34条 西2丁目~10丁目 北36条 西2丁目~10丁目 北37条 西2丁目~9丁目 北37条 西2丁目~9丁目 北39条 西3丁目~7丁目 北40条 西4丁目~6丁目 麻生町 1丁目~9丁目 太平 1条~12条 百合が 1条~10条 篠路町町経路、1番地) 篠路町町経路、1番地) 篠路町町経路、1番地) 篠路町町石北平(番地) 篠路町町本土(番地) 篠路町町本土(番地) 森と、2条 西あいの里 東茨戸(番地) 東茨戸(番地) 東茨戸(番地) 東茨戸(1条~7条
北域 支 選番 6	北24条 西18丁目 北26条 西18丁目 北26条 西17丁目 新 川 1条~7条 新川西 1条~5条 新琴似 2条 11丁目~13丁目 新琴似 2条 12丁目~13丁目 新琴似 3条 12丁目~13丁目 新琴似 4条 12丁目(2~5番) 新琴似 4条 12丁目(2~5番) 新琴似 5条 12丁目(2~5番) 新琴似 5条 13丁目~17丁目 新琴似 6条 12丁目の内 1番(1番23・25のみ) 新琴似 6条 12丁目の内 1番(1番23・25のみ) 新琴似 6条 12丁目の内 1番(1番23・25のみ) 新琴似 6条 12丁目の内 1番(1番23・25のみ) 新琴似 9条 12丁目~17丁目 新琴似 9条 12丁目~17丁目 新琴似 9条 12丁目~17丁目 新琴似 9条 14丁目~17丁目 新琴似 10条 12丁目~17丁目 新琴似 11条 14丁目~17丁目 新琴似 11条 14丁目~17丁目

地域包括支援センター担当地区一覧(東区その1)

```
お住まいの住所
        北4条
               東10丁目~16丁目
        北5条
               東4丁目~17丁目
        北6条
               東1丁目~8丁目、12丁目~20丁目
        北7条
               東1丁目~9丁目、11丁目~20丁目
        北8条
               東1丁目~19丁目
        北9条
               東1丁目~16丁目
        北10条
               東1丁目~17丁目
        北11条
               東1丁目~17丁目
        北12条
               東1丁目~17丁目
        北13条
               東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
        北13条
               東16丁目 1番
               東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
        北14条
              東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
東1丁目~10丁目、12丁目~17丁目
東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
東16丁目(2番除く)
東17丁目(3番除く)
東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
        北15条
        北16条
        北16条
東区第1
        北16条
地域包括
        北17条
支援センター
        北18条
        北19条
選択肢
        北20条
               東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
        北21条
               東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
 番号
        北22条
               東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
        北23条
               東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
               東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
        北24条
        北25条
               東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
        北26条
               東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
        北27条
               東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
        北28条
               東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
        北30条
               東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
        北31条
               東1丁目~10丁目、12丁目~16丁目
               東17丁目(5番を除く)
        北31条
              東1丁目~10丁目、12丁目~17丁目
東1丁目~2丁目、4丁目~10丁目、12丁目~17丁目
東18丁目 1番
        北32条
        北33条
        北33条
                   10丁目 4番
11丁目 (1番20~50を除く)
           町
               1条
               1条 11丁目(
1丁目~16丁目
           町
        苗穂町
        雁来町(番地)
```

地域包括支援センター担当地区一覧(東区その2)

```
お住まいの住所
                 10丁目 3番
11丁目 1番20~50
10丁目 (1番を除く)
             1条
1条
          町
       本
          町
       本
          町
             2条
          町
             2条
                  11丁目
       本
       東雁来町 (番地)
       中沼町 (番地)
       東苗穂町(番地)の内
                       次の区域を除く 626番地、1060番地、1088番地~1098番地
       東苗穂
             1条~15条
       東雁来
             1条~14条
       中沼西
             1条~5条
       中沼
             1条~6条
             1条
          町
                  1丁目~9丁目
             1条
          町
                  10丁目(3番・4番を除く)
             2条
          町
                  1丁目~9丁目
             2条
       本
          町
                  10丁目 1番
                 ~11条
2丁目(1番<u>1</u>~11・28及び9番1~9・28を除く)
             1条
          古古古古古古古
             12条
       伏
                  3丁目~5丁目
             12条
                 3丁目 (13番~16番を除く)
3丁目~5丁目
4丁目~5丁目
             13条
             13条
             14条
東区第2
       北13条
             東16丁目(1番を除く)
地域包括
       北14条
             東16丁目
支援センター
       北15条
             東18丁目
       北16条
             東16丁目
                     2番
選択肢
       北16条
             東17丁目
                     3番
 番号
             東18丁目~19丁目
       北16条
       北17条
             東16丁目~20丁目
  8
       北18条
             東16丁目~21丁目
       北19条
             東16丁目~22丁目
       北20条
             東16丁目~22丁目
       北21条
             東16丁目~23丁目
       北22条
             東16丁目~23丁目
       北23条
             東16丁目~23丁目
             東16丁目~22丁目
       北24条
             東16丁目~22丁目
       北25条
             東16丁目~22丁目
       北26条
             東16丁目~20丁目
       北27条
       北27条
             東21丁目の内 3番(3番19~30を除く)及び4番11~14を除く
             東22丁目の内、次の区域を除く 1番10~15、2番、3番、
4番(4番1・2・16~30を除く)、6番6~12
       北27条
       北28条
             東16丁目~19丁目
       北28条
             東20丁目 1番
             東16丁目~19丁目
       北30条
       北30条
             東20丁目
                     1番1~8・22~26、2番
             東17丁目
       北31条
                     5番
             東18丁目~19丁目
       北31条
       北32条
             東18丁目
       北33条
             東18丁目(1番を除く)
       北34条
             東18丁目
                     7番~9番
```

地域包括支援センター担当地区一覧(東区その3)

```
お住まいの住所
                     3番(3番19~30を除く)、4番11~14
       北27条
             東21丁目
       北27条
             東22丁目
                     1番10~15、2番、3番6~12
                                     4番(4番1・2・16~30を除く)、6番
       北28条
             東20丁目(1番を除く)
       北28条
             東21丁目
       北30条
             東20丁目(1番1~8・22~26及び2番を除く)
             東3丁目
       北33条
             東1丁目~10丁目、12丁目~27丁目
       北34条
             東28丁目 (7番~9番を除く)
東1丁目~10丁目、12丁目~28丁目
東1丁目~10丁目、12丁目~20丁目
       北34条
       北35条
       北36条
             東21丁目 4番、5番、6番10~23
東22丁目~29丁目
       北36条
       北36条
             東1丁目~10丁目、12丁目~22丁目、25丁目~30丁目
       北37条
       北38条
             東1丁目~10丁目、12丁目~21丁目
東区第3
             東1丁目~10丁目、12丁目~20丁目
       北39条
地域包括
             東21丁目の内
                        2番(2番1~53・58~79を除く)及び3番28~40を除く
       北39条
支援センター
             東21丁目 2番(2番1~53・58~79を除く)、3番28~40
       北39条
       北40条
             東1丁目~10丁目、12丁目~20丁目
選択肢
       北41条
             東1丁目~10丁目、12丁目~20丁目
       北42条
             東1丁目~10丁目、12丁目~19丁目
 番号
       北43条
             東1丁目~10丁目、12丁目~19丁目
             東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
       北44条
             東1丁目~10丁目、12丁目~19丁目
       北45条
       北46条
             東1丁目~10丁目、12丁目~19丁目
             東1丁目~10丁目、13丁目~19丁目
       北47条
             東1丁目~10丁目、13丁目~19丁目
東2丁目~10丁目、13丁目~17丁目
       北48条
       北49条
             東2丁目~10丁目、13丁目~15丁目
東2丁目~10丁目、14丁目~15丁目
       北50条
       北51条
       栄町 (番地)
       東苗穂町(番地)
                     626番地、1060番地、1088番地~1098番地
       丘珠町 (番地)
       北丘珠
             1条
                  ~6条
                  2丁目
       伏
          古
             12条
                        1番1 \sim 11 \cdot 28、9番1 \sim 9 \cdot 28
       伏
                  3丁目
          古
             13条
                        13番~16番
       伏
             14条
                  3丁目
          古
       モエレ沼公園
```

__ 퇃 (白ケワスの1)

	地域包括支援センター担当地区一覧(白石区その1)
白地接也 区包包 文授 選択号 10	お住まいの住所 北 郷 1条 11丁目~14丁目 北 郷 2条 11丁目~14丁目 北 郷 3条 11丁目~14丁目 北 郷 4条 11丁目~14丁目 北 郷 4条 11丁目~3丁目 川 北 1条 1丁目~3丁目 川 北 2条 1丁目~3丁目 川 北 3条 1丁目~3丁目 川 北 3条 1丁目~3丁目 川 北 4条 2丁目(1番及び2番を除く) 川 北 4条 3丁目 川 下 (番地) 川 下 1条~3条 中 央 1 年 南 ~ 8 下目南 ~ 8 下目申南~ 8 下目申末~ 8 下目目北~ 8 下目目北~ 8 下日目中 ~ 8 下日目中 ~ 8 下日日北~ 8 下日日北~ 8 下日日北~ 8 下日日北~ 8 下日日北~ 8 下下 1 日本~ 8 下日日北~ 8 下日日北~ 8 下日日北~ 8 下日日北~ 5 丁目日北~ 5 丁目北~ 4番2~19、7番10~16本郷通通 7 丁目北 4番2~19、7番10~16本郷通通 7 丁目北 4番2~19、7番10~16本郷通通 7 丁目出北~ 5 丁目 北 2 下日市 ~ 5 丁目 1 七~ 5 丁目 1 七~ 5 丁目
白石区第2 地域センター 選択肢 番号 11	菊水元町 1条~10条 菊水元町 1条~10条 米 里 (番地) 東米里 1条~5条 北 郷 1条 1丁目~10丁目 北 郷 2条 1丁目~10丁目 北 郷 3条 1丁目~10丁目 北 郷 3条 1丁目~10丁目 北 郷 5条~9条 川 北 郷 5条 1丁目 川 北 4条 1丁目 川 北 5条 1丁目 東札幌 1条~6条 菊水上町 (番地) 菊水上町 1条~4条

地域包括支援センター担当地区一覧(白石区その2・厚別区)

地域包括支援センター担当地区一覧(白石区その2・厚別区)		
	お住まいの住所	
白石区第3 地域包カター 選択肢 番号 12	本 通 9丁目南の内次の区域を除く 5番12~23、1番~4番、6番本 通 9丁目北(1番~3番及び4番5~15を除く)本 通 10丁目南~21丁目市 本 通 10丁目北~21丁目北 平和通 9丁目南(1番~11番及び12番(12番15~23を除く)を除く平和通 9丁目北の内 1番~11番及び12番(12番15~23を除く)を除く平和通 10丁目市~17丁目南平和通 10丁目北の内 5番(5番1~7を除く)を除く平和通 11丁目北~17丁目北本郷通 6丁目市~13丁目南本郷通 6丁目北(3番5~21を除く)本郷通 7丁目北(4番2~19及び7番10~16を除く)本郷通 8丁目北の内 2番(2番1を除く)及び3番~5番を除く本郷通 9丁目北~13丁目南南郷通 6丁目南~21丁目南南郷通 6丁目市~21丁目市南郷通 6丁目七~21丁目 1工 1丁目~7丁目	
厚別区第1 地域包括 支援センター 選択肢 番号 13	厚別西 1条~5条 厚別町山本(番地) 厚別町小野幌(番地)(1番地~599番地及び1900番地~2499番地を除く) 厚別北 1条~6条 厚別西(番地) 厚別町下野幌(番地) 厚別町小野幌(番地)(1番地~599番地及び1900番地~2499番地を除く) 厚別東 1条~5条 下野幌テクノパーク 1丁目~2丁目 もみじ台東 1丁目~7丁目 もみじ台南 1丁目~7丁目 もみじ台市 1丁目~7丁目	
厚別区第2 地域包括 支援センター 選択肢 番号 14	厚別町上野幌(番地) 厚別南 1丁目~7丁目 上野幌 1条~3条 大谷地東 1丁目~7丁目 大谷地西 1丁目~6丁目 青葉町1丁目~16丁目 厚別中央 1条~5条	

地域包括支援センター担当地区一覧(豊平区その1)

お住まいの住所 平 岸 1条 1丁目~9丁目 平 岸 2条 1丁目~8丁目	
平 岸 1条 1丁目~8丁目 平	
西 岡 (番地) 西西 岡 1条 2丁目~6丁目 西西 岡 1条 7丁目(1番を除く) 西西 岡 1条 8丁目(1番1~22を除く) 地域包括 支援センター 西 岡 2条~5条 選択肢 番号 16 16 西 岡 1条 2丁目~20丁目	

地域包括支援センター担当地区一覧(豊平区その2・清田区)

```
お住まいの住所
                  10丁目~23丁目
              1条
          岸岸岸岸岸岸岸岸岸岸岸
       平平平平平平
              2条
                  9丁目(1番1~27及び1番58~60を除く)
                  10丁目~18丁目
                  9丁目(1番及び2番を除く)
              3条
                  10丁目~18丁目
12丁目 12番8~30
13丁目の内次の区域を除く 5番(5番14~27を除く)、7番1~6・31
              3条
              4条
              4条
       幸平
              4条
                  14丁目~18丁目
              5条
                  10丁目
                        7番(7番41~56を除く)
        平
              5条
                  11丁目
                        4番、5番
       苸
              5条
                  12丁目~15丁目、18丁目~19丁目
豊平区第3
       並
              6条
                  10丁目~17丁目
地域包括
       苸
          岸
              7条、
                  8条
支援センター
              1条
1条
                  7丁目
8丁目
       西
          岡
                        1番
          岡
                        1番1~22
       西
選択肢
       美美
             10条
                       (1番を除く)
          園
                  8丁目
 番号
          園
             11条
                  8丁目(1番を除く
       美
  17
          園
             12条
                  8丁目(4番を除く)
        月寒中央通
                  1丁目~11丁目
        月寒東
                  1丁目~11丁目
              1条
              2
3
4
4
4
4
4
        月寒東
                  1丁目~11丁目
                  3丁目~10丁目
        月寒東
                  6 寸目~11寸目
        月寒東
              5条
                  5丁目~13丁目
        月寒東
                  14丁目 1番、
2丁目~11丁目
4丁目 2番、
              5条
        月寒東
              1条2条
        月寒西
        月寒西
                             3番
              2条
        月寒西
                  5丁目~10丁目
        月寒西
              3条~5条
                  3丁目の内次の区域を除く
              1条
                                      1番、2番、7番
          田
              1条
          野
                 ~7条
       北
清田区第1
       平
          岡
              1条
                  2丁目(1番~10番を除く)
地域包括
       平
          出
              1条
                  3丁目(1番~6番を除く)
支援センター
              1
2
2
2
2
2
       平
                  4丁目~6丁目
          岡
       平平
                  1丁目~5丁目
          岡
選択肢
                  6 丁目 (3番~6番を除く)
          岡
       苸
              3条
                  1丁目~5丁目
 番号
          出
                  1丁目~3丁目、6丁目
7丁目 1番~5番、6
       苸
              4条
          畄
  18
              4条 7丁
5条~10条
       莝
                       1番~5番、6番1・2・4~18
          岡
       苸
          出
       平岡公園
             (番地)
           田
        清
              1条
1条
                  1 丁目、
3 丁目
                        2丁目
          田
        清
                        1番、2番、7番
          田
              1条
                  4丁目
        清
          田
              2条~10条
       清
          田
       平
          出
              1条
                  1丁目
清田区第2
       平
              1条
          岡
                  2丁目
                        1番~10番
地域包括
       莝
              1条
          岡
                  3丁目
                        1番~6番
支援センター
       並
          出
              2条
                  6丁目
                        3番~6番
       平
          岡
              3条
                  6丁目
選択肢
       平
              4条
                  7丁目(1番~5番及び6番1・2・4~18を除く)
          出
 番号
       平岡公園東 1丁目~11丁目
       真
          栄
             (番地)
  19
        真
          栄
              1条~6条
       有
          明
             (番地)
        里.
          塚
             (番地)
          塚
             1条~4条
       美しが丘1条~5条
        里塚緑ケ丘
                1丁目~12丁目
```

地域包括支援センター担当地区一覧(南区)

地域包括支援センター担当地区一覧(南区) お住まいの住所		
南区第1 地域包括 支援センター 選択肢 番号 20	澄川(番地) 澄川 1条~6条 真駒内東町 3丁目 石山 1条~4条 石山(番地) 真駒内(番地) (真駒内17番地を除く) 滝野(番地) 常盤(番地) 石山東 1丁目~7丁目 常盤 1条~6条 芸術の森 1丁目~3丁目	
南区第2 地域包为与一 選択肢 番号 21	藻岩山(番地) 川沿沢(番地) 北中南 番地) 北中南 番地) 中南 番地) 明 18条 18条 田山 (番地) 川 1条~18条 1万段 1条~6条 アフラー 1 世地 中 1 番条 1 番条 1 音 1 音 2 音 2 音 2 音 2 音 2 音 2 音 2 音 2 音	
南区第3 地域センター 選択技 番号 22	真駒内17番地 真駒内曙町 1丁目~4丁目 真駒内上町 1丁目目~3丁目 真駒内上町 1丁目目~3丁目 真駒内上町 1丁目目~4丁目 真駒内中町 1丁目目~7丁目 真駒内南町 1丁丁目~7丁目 真駒内本町 1丁丁目~7丁目 真駒内本町 1丁丁目~7丁目 真駒内本町 1丁目 2 12丁目 真駒内本町 1丁目 2 12丁目 真駒内本 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

地域包括支援センター担当地区一覧(西区)

	地域包括支援センター担当地区一覧(西区)
西域包含 地援センター 選択接番号 23	お住まいの住所 二十の軒 1条~4条
西区第2 地域包括 支援センター 選択肢 番号 24	小別沢 (番地) 西 野 1条~14条 福 井 1丁目~10丁目 平 和 (番地) 福 井 1丁目~10丁目 平 和 1条~3条 平 寒 6条 14丁目 発 寒 7条 14丁目 発 寒 8条 13丁目(1番~13番を除く) 発 寒 8条 14丁目 発 寒 9条 14丁目 発 寒 9条 14丁目
西区第3 地域包括 支援センター 選択肢 番号 25	発 寒 1条~5条 発 寒 6条 3丁目~5丁目、7丁目~13丁目 発 寒 7条 4丁目~5丁目、7丁目~13丁目 発 寒 8条 5丁目、7丁目~9丁目~12丁目 発 寒 8条 13丁目 1番~13番 発 寒 9条 9丁目~12丁目 発 寒 9条 13丁目(5番~7番を除く) 発 寒 10条~17条

地域包括支援センター担当地区一覧(手稲区)

```
お住まいの住所
        新発寒 1条~7条
富 丘 1条~6条
手稲富丘(番地)
        西宮の沢
              1条~6条
        西宮の沢 (番地)
              1条
2条
3条
        前
           \blacksquare
                  1丁目~11丁目
                  1丁目~5丁目、7丁目~11丁目
3丁目、4丁目、7丁目~10丁目
           \mathbf{H}
        前
手稲区第1
           田
        前
地域包括
                  4 丁目~12丁目
              4条
        前
           \blacksquare
支援センター
              4条
       前
          田
                  13丁目の内、次の区域を除く 4番、5番(5番25~30を除く)
                             6番、7番、8番5~11、9番5~12、11番1~4・13
選択肢
        前
           田
              5条
                  4丁目~12丁目
              5条
                  13丁目(2番5・7・10及び3番15・20を除く)
           田
        前
 番号
              6条
        前
                  5丁目~13丁目
           田
              6条
                  14丁目 1番、9番1~7·44~63、10番~14番
 26
        前
          田
              7条
                  6丁目~15丁目
        前
          田
              8条
        前
          田
                  8丁目~15丁目
              9条
                  9丁目~16丁目
        前
          田
              10条
                  9丁目~16丁目
          田
        前
                  10丁目
              11条
        前
          田
              12条
                  10丁目
          田
        前
        前 田 13条 1
手稲前田(番地)
                  10丁目
             1条~5条
          穂
        手稲稲穂 (番地)
             1条~3条
        金山
        手稲金山 (番地)
        手稲山口 (番地)
              1条~3条
          置
             1丁目~4丁目
        星置南
        手稲星置 (番地)
              1条
                  12丁目
12丁目~13丁目
手稲区第2
          田
        前
              2条
地域包括
        前
          田
              4条
支援センター
       前
          \blacksquare
                  13丁目 4番、5番(5番25~30を除く)、6番、7番、8番5~11、
                                               9番5~12、11番1~4·13
選択肢
        前
              4条
           田
                  14丁目~15丁目
                  13丁目 2番5・7・10、3番15・20
           田
              5条
        前
 番号
              5条
                  14丁目~15丁目
        前
           田
 27
              6条
                  14丁目の内、次の区域を除く 1番、9番1~7・44~63、10番~14番
           田
        前
              6条
                  15丁目~16丁目
        前
          田
              7条
                  17丁目~18丁目
        前
          田
              8条
        前
          \blacksquare
                  17丁目~19丁目
              9条
          \blacksquare
                  17丁目~19丁目
        前
          田
              10条
                 17丁目~20丁目
        前
              1条~12条
1丁目~6丁目
        明日風
        手稲本町 1条~6条
        手稲本町(番地)
```

高齢者を主な対象とした保健・福祉サービス

「高齢社会に関する意識調査」調査票(問7-1)に掲載している高齢者を主な対象とした保健・福祉サービスの概略を以下に記載しています。なお、札幌市が行う高齢者向けサービスのすべてを記載したものではありません。 令和4年●月作成

記載したものではあり	ません。
1. 高齢者あんしん	心身に不安のあるひとり暮らし高齢者などに専用の通報機器を貸与し、健康など
コール事業	の相談に24時間対応するほか、受信センターから定期的な電話掛けを行います。
	また、急病などの緊急時は、救急車の要請など、状況に応じた支援も行います。
2. 高齢者等おむつ	ねたきりまたは認知症などにより常時おむつを必要とする在宅の高齢者に対し
サービス事業	て、紙おむつを給付し、本人及び介護にあたる家族などの日常生活における負担
	軽減や保健衛生の向上を図ります。
3. 高齢者配食サー	ひとり暮らしで食事の支度が困難な高齢者に対して、食事に関してできる限り自
ビス事業	立した生活が営めるよう、食に関する利用調整を行い、栄養のバランスがとれた
	食事を届けるとともに、安否を確認します。
4. 高齢者理美容サ	在宅でねたきり状態にある高齢者のもとを理容師や美容師が訪問し、整髪などを
ービス事業	行います。
5. 生活支援型ショ	病弱や閉じこもりがちの高齢者で、介護保険法による要支援・要介護認定者以外
ートステイ	の方を、養護老人ホームで一時的に受け入れ、生活機能の維持改善を図るととも
	に、家族などの負担を軽減します。
6. 地域包括支援セ	市内 27 か所の地域包括支援センターでは、地域の高齢者の心身の健康維持や保
ンター	健・福祉・医療の向上を図ることを目的として、高齢者の総合相談や権利擁護、
	ケアマネジャー支援をはじめとした地域の支援体制づくり、介護予防のための必
	要な援助などを行います。
7. 介護予防センタ	市内 53 か所の介護予防センターが、介護予防をはじめとした高齢者のさまざま
_	な相談に応じるとともに、介護予防の普及啓発を積極的に行います。また、地域
	組織や関係機関などと連携しながら、介護予防に資する通いの場の立ち上げ、継
	続に向けた支援を行います。
8. 生活支援コーデ	高齢者を地域で支え合う体制づくりの推進を目的として、地域のニーズに応じた
ィネーター	社会資源の調整を行います。
9. 保健師等による	保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士などが家庭を訪問して、高齢者や
訪問指導	その家族の生活状態を把握し、必要な情報の提供や適切な支援を行います。
10. 認知症サポータ	認知症を理解し、認知症の方とその家族を地域で見守り支える「認知症サポータ
一養成講座	ー」を養成します。
11. 徘徊認知症高齢	認知症高齢者が徘徊などにより行方不明となった場合、警察と連携しながら、地
者SOSネットワ	下鉄などの公共交通機関や、タクシー会社、ラジオ放送局、郵便局などの協力を
ーク	得て早期発見に努めます。
12. 札幌市認知症コ	介護支援専門員や認知症介護従事者などの専門職が、専用電話により認知症に関
ールセンター	するさまざまな相談対応や情報提供などを行うとともに、必要に応じて関係機関
	の支援につなぎます。
13. 認知症カフェ(札	認知症の知識に関する市民理解を促進するため、認知症の方やその家族が気軽に
幌市認証)	集える交流の場である認知症カフェの市民周知を図ります。
14. 認知症ナビ	認知症に関するさまざまな情報や札幌の取組などを紹介する公式ホームページ
	です。

15. 男性介護者の交	介護や家事を行ううえで役立つ知識や技術の提供を行うとともに、参加者同士の
流会(ケア友の会)	悩みや情報交換による交流の場を設け、男性介護者の孤立防止を図ります。
16. 成年後見制度	判断能力が不十分な認知症高齢者などの権利を守るため、親族などが家庭裁判所
	に申立てを行い、選任された成年後見人などが、財産管理や施設の利用契約など
	の法律行為を行う制度です。
17. ひとり暮らし高	ひとり暮らしの高齢者宅を民生委員が定期的に訪問し、安否確認を行うととも
齢者等巡回相談事業	に、さまざまな相談に応じます。
18. 介護サポートポ	高齢者が介護施設などで行うボランティア活動に対して換金可能なポイントを
イント事業	付与して、活動への参加を促し、介護予防と生きがいづくりを進めます。
19. 老人クラブ活動	ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする社会活動や、文化・教養・趣
補助金	味活動などの生活を豊かにする活動などに取り組む老人クラブに対し、その活動
	費を支援します。
20. 高齢者福祉バス	地域貢献活動や介護予防活動などのために老人クラブなどの高齢者団体がバス
	を借り上げる際に、その借上料の一部を支援し、高齢者の外出を支援します。
21. 敬老優待乗車証	高齢者の外出を支援し、明るく豊かで充実した生活を図るため、市内の対象交通
	機関を利用できる敬老優待乗車証を交付します。
22. 老人休養ホーム	元気な高齢者に加えて、支援を必要とするなど心身に不安を抱える高齢者とその
(保養センター駒	家族の方などが共にくつろぎながら過ごすことのできる保健休養の場を提供し
岡)	ます。併せて、高齢者の活躍や地域の交流を促進するイベントなどを実施します。
23. おとしより憩の	地域の集会所や地区会館などの一部を利用して、高齢者が交流、レクリエーショ
家	ンなどに気軽に利用できる場です。
24. 札幌シニア大学	地域社会で活動する高齢者の指導者養成を目的として、地域活動などに関する学
	習や実践的な体験の機会を提供します。
25. 老人福祉センタ	交流機会の促進をはじめ、各種相談、健康増進、介護予防などの場を提供する施
_	設です。
26. シルバー人材セ	高年齢者の能力を生かした活力ある社会づくりに寄与することを目的として、高
ンター	年齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの、またはその他の軽易な
	業務に係るものの機会を確保・提供しています。
27. 福祉のまち推進	市民の自主的な福祉活動を行う組織として、おおむね連合町内会を単位とした範
センター	囲に市内 89 か所設置し、一人暮らしの高齢者の見守りなど多様な活動を実施し
	ています。
28. 日常生活自立支	判断能力の不十分な認知症高齢者などに対して福祉サービスの利用援助や日常
援事業	的金銭管理サービスなどを行います。
29. 福祉除雪	自力で除雪が困難な一戸建て住宅の高齢者や障がいのある方の世帯を対象に、地
	域の協力を得ながら道路に面した出入口部分などの除雪を支援します。
30. 健康教育・健康	市民一人一人が健康づくりに取り組めるよう、生活習慣病予防の啓発や健康教室
講座(教室)	の実施、健康づくりを行う自主活動グループの支援を行います。
31. 健康相談	生活習慣病を含め健康に関する相談を随時実施します。
32. 高齢者インフル	高齢者がインフルエンザにり患し重症化するのを防ぐために、市内の医療機関に
エンザ予防接種	委託して「高齢者インフルエンザ予防接種」を実施します。
33. 健診 (とくとく	生活習慣病の発症や重症化を予防するための健診です。国民健康保険加入の 40
健診・後期高齢者	歳以上の方、または後期高齢者医療制度に加入の方を対象に、低額の自己負担で、
健診)	指定医療機関や住民集団健診会場(地区会館など)において健診を実施します。
L	